

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、五條市、川西町及び十津川村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和六年八月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

五條市

川西町

十津川村

二 調査を行った期間

五條市 令和二年四月一日から令和三年八月二十五日まで

川西町 令和二年四月一日から令和四年十一月六日まで

十津川村 平成二十九年四月一日から令和三年十二月一日まで

三 成果の名称

五條市中之町、釜窪町の各一部の地籍図及び地籍簿

川西町下永東城①の地籍図及び地籍簿

十津川村大字猿飼の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市中之町及び釜窪町の各一部の地域

磯城郡川西町大字下永東城の一部の地域

吉野郡十津川村大字猿飼の一部の地域

五 認証年月日

令和六年二月五日